

寄せられた意見に対する考え方・対応

．対象物質について

1．物質選定の考え方への意見

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
1	現時点でリスクが低いとされているものであっても、人体や生態系に対する安全性が学術的に確認されたもの以外は全て対象にすべき。	3	本法は、その化学物質が環境中に存在している状況が実際に人や動植物に悪影響を及ぼすものかどうかという因果関係が立証されていないものも含め、動物実験などによって一定以上の有害性があることを示す科学的根拠があり、かつ、相当広範な地域の環境での継続的な存在が認められ、または見込まれる化学物質を広く対象とすることとしています。
2	外因性内分泌攪乱物質のような例もあり、現時点では毒性が低いとされる物質も広く対象物質にすべき。	1	また、対象物質の選定の際には、化学物質による環境の汚染により生ずる人の健康に係る被害並びに動植物の生息及び生育への支障が未然に防止されることとなるよう十分配慮することと規定されており、これを踏まえて選定することとしています。 なお、内分泌かく乱作用につきましては、現在、選定するための科学的知見が十分に集積されていないことから試験方法や評価方法の確立を急ぎ、優先度の高い物質から早急に試験を行い判断することが適当であると考えます。
3	対象物質に指定することは、「その物質が重大な危険有害性を有する」との評価を国民に示すと言える。この影響は重大で、計り知れない。真に重大な危険有害性が認められる化合物に限定すべき。将来、新たな危険有害性が確認された段階で追加等の措置が講じられることは、異論ない。	4	本法は、化学物質の用途を問わず、また、その化学物質が環境中に存在している状況が実際に人や動植物に悪影響を及ぼすものかどうかという因果関係が立証されていないものも含め、動物実験などによって一定以上の有害性があることを示す科学的根拠があり、かつ、相当広範な地域の環境での継続的な存在が認められ、または見込まれる化学物質を広く対象とすることとしています。
4	PRTR対象候補物質の中に化粧品原料がリストされている。今後、化粧品への全成分表示の導入により、PRTR対象物質が化粧品に使用されていることが明白になるが、「身体に対しては安全な化学物質」と「環境を汚染する化学物質」を明確に分類して判断できる消費者は少なく、不必要な恐怖を煽られて消費者を混乱に陥れる可能性が高い。このため、化粧品原料となる物質には社会的必要性も考慮して選定して欲しい。	1	また、対象物質の選定の際には、化学物質による環境の汚染により生ずる人の健康に係る被害並びに動植物の生息及び生育への支障が未然に防止されることとなるよう十分配慮することと規定されており、これを踏まえて選定することとしています。 なお、国及び地方公共団体において、対象物質の性状等について国民の理解を深めるよう努めるものとされています。

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
5	<p>医薬品を対象物質から除外して欲しい。 (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害性の根拠データは信頼できるものであるが、医薬品として投与される量よりも遙かに超えた領域の結果であり、医薬品そのものの有害性と混同されるおそれがある。</li> <li>・作業環境において規準以上の厳しい管理を行っている。</li> <li>・医薬品の投与量は微量であり、広範囲な汚染に繋がるとは思われない。</li> </ul>	1	<p>本法の対象物質選定の考え方にてはまるものは対象とすることが適当と考えます。 (理由) 物質選定の考え方は(1)No.3、No.4の意見に対する考え方・対応を参照下さい。</p>
6	<p>自然作用による化学変化の自然作用とは、どのような範囲を指すか？容易に生成するの容易にとは、どのような条件範囲か？ 燃焼は自然作用か？ 焼却はどうか？容易にとは化学反応と同様の程度と考えて良いか？ (参考資料1 1, )</p>	1	<p>「自然的作用による化学的变化により容易に生成する」とは、通常的环境中での分解反応等(加水分解等)により、容易に生成されることを考えています。</p>
7	<p>参考資料1-1 PRTR及びMSDS対象化学物質の選定方法について(案)p3「事故的な大量排出の際などでは問題となるが、通常的环境濃度レベルで問題とならない有害性については、そのみをもって物質選定のための有害性項目として用いる必要はないと考えられる」中で言う「そのみをもって」という表現をしないといけないような物質として何が予想されるのか、具体的に検討すべき。</p>	1	<p>対象化学物質を選定する際の基準にどのような有害性項目を用いるかの考え方について記述した部分であり、具体的な物質を想定しているものではありません。</p>
8	<p>なぜ100トンが基本となるのか、「環境中に検出されやすくなる」という根拠が資料からは判断できない。根拠資料を明らかにして検討すべきである。</p>	1	<p>環境庁が行っている化学物質環境汚染実態調査(通称;黒本調査)の平成8年度までの集計によれば、1年間の製造・輸入量が100トン未満のものの環境検出率(検出物質数/調査物質数)は10%以下でしたが、100トンを超えると検出割合が急激に増加(100-1000トンでは41%)する傾向があることから、1年間の製造・輸入量が100トンを超える化学物質について「相当広範な地域の環境での継続的な存在」ありとしたものです。</p>
9	<p>第一種物質で年間で生産・輸入量100トン以上という選定基準は大きすぎる。</p>	1	<p>100トンを超えると検出割合が急激に増加(100-1000トンでは41%)する傾向があることから、1年間の製造・輸入量が100トンを超える化学物質について「相当広範な地域の環境での継続的な存在」ありとしたものです。</p>
10	<p>「明らかに環境中に放出されやすい物質」の基準は何か。 また、物質選定にあたり、「使用形態を特定することが困難である」から使用形態を考慮しないというのは安易すぎないか。</p>	2	<p>化学物質は一般に様々な用途に使われていることが多く、また、用途が変わり得ることから、使用形態を各物質について考慮すること自体が困難であるため、原則としては製造・輸入量のみで物質の相当広範な地域の環境での継続的な存在を判断しています。 ただし、農薬については、使用形態から見て明らかに環境中に放出されやすい物質であることから、1年間の製造・輸入量10トン以上のものを選定しています。</p>

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
11	<p>PRTR及びMSDS対象化学物質の選定方法について(案)の「I. 選定物質の基本的考え方に、次の項目を追加して欲しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この場合には、大気汚染防止法をはじめ、環境保全上の目的から制定されている他の関連法令で規制対象となっている物質を優先的に考慮の上、選定する必要がある。</li> <li>・また、目的は異なるとしても同様の制度が既に存在する場合には、それらの制度との整合性を重視して対象物質が選定されることが必要である。</li> </ul>	1	<p>原案どおりとすることが適当と考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>本法は、対象物質の選定要件として、関連法令で規制対象となっているか否かではなく、当該化学物質の有害性と相当広範な地域の環境での継続的な存在について定めており、これに従って物質を選定しています。</p> <p>ただし、ご指摘のように、他法令に基づき既に排出量の把握、集計等が行われている場合には、重ねて本法の対象とはしない等、既存の法令との整合性を重視しています。</p>
12	<p>PRTR及びMSDS対象化学物質の選定方法について(案)の「II 3. その他の留意事項」に、次の項目を追加して欲しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・諸外国で使用が禁止されている物質でありわが国で使用が認められている物質、または、そのような観点からわが国でも使用を禁止すべきという意見が出されている物質については、諸外国及び国内の状況を踏まえて優先的に検討した上で、必要に応じ追加</li> <li>・その物質の使用により、死亡者などの重大な被害が発生しているという報告がある物質については優先的に検討した上で、追加</li> </ul>	1	<p>原案どおりとすることが適当と考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>本法は、対象物質の選定について、「環境の保全に係る化学物質の管理についての国際的動向、化学物質に関する科学的知見、化学物質の製造、使用、その他の取扱いに関する状況等を踏まえ、化学物質による環境の汚染により生ずる人の健康に係る被害並びに動植物の生息及び生育への支障が未然に防止されることとなるよう十分配慮して」行うことを規定しており、これを踏まえて対象物質の選定方針を定め、対象化学物質を検討したところです。</p> <p>対象化学物質は、物質選定の基本的考え方に示したとおり、本法の趣旨を踏まえて定期的に見直しを行うべきであり、その際にはご指摘の趣旨も参考にして検討していきます。</p>
13	<p>日本産業衛生学会等の許容濃度の適用に誤りがある。</p> <p>(理由)</p> <p>日本産業衛生学会は許容濃度の数値をそのまま大気汚染、または一般室内汚染の許容濃度の限界値としてはならないとしており、既に許容濃度が定められているからとの理由でそのまま適用できない。</p>	1	<p>ご指摘の通り、作業環境の許容濃度は作業条件下での暴露を想定して設定された値であり、労働の場以外での環境要因の許容限界値として用いてはならないとされています。</p> <p>このため、作業環境と一般環境の差を十分考慮して作業環境許容濃度を人への有害性を示すデータの1つとして用いています。</p>

## 2. 対象候補物質全般への意見

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
1	「(金属)元素及びその化合物」としてまとめている物質について、元素自体に毒性がある場合に、その元素を含む化合物全体を対象とする根拠が示されていない。 また、「元素及びその化合物」とすると対象物質の特定が困難。 これらについては、対象物質を個々に特定する、安全性が証明されているものは除外するなどの対応が必要。	33	原案どおりとすることが適当と考えます。 (理由) 元素自体に毒性があり、その化合物も元素と同様の毒性があると評価されている物質については、原則として当該元素及びそれを含む化合物全体を対象とすることが適当と考えます。 なお、既にPRTR制度を導入している諸外国(米国、カナダ等)におきましても、多くの金属化合物が「元素及びその化合物」として指定されています。
2	「(金属)元素及びその化合物」は元素としての含有量に幅があり、有害性に強弱があることから、当該元素含有量によりランク分けすることが必要。	7	
3	合金類、金属間化合物は、無害な形態を取っていることから指定化学物質の対象から除くことが適当。	2	合金類(金属間化合物を除く)は、金属の混合物として扱うことが適当であると考えます。また、金属間化合物については、「元素及びその化合物」として指定された金属を含むものは対象となります。 (理由) 「元素及びその化合物」と指定したものは、元素とその化合物が同様の毒性があると評価されたものであり、金属間化合物を除外していない場合は他の化合物と同様に扱っています(2) No.1の意見に対する考え方・対応を参照下さい)。 なお、どのような混合物が対象になるかにつきましては、製品の要件で述べております。
4	複合酸化系顔料は、金属酸化物の複合体であり、単一金属酸化物の有する物理的・化学的性質は失われていると判断されている。また、米国でFDAでも認可されており、指定化学物質から除外して欲しい。	4	複合酸化系顔料、有機キレート化合物についても、「元素及びその化合物」として指定された金属を含むものは原則として対象となります。 (理由)
5	溶解性金属化合物には、金属がイオンとして溶解する以外に、含金属染料などの有機キレート化合物がある。これらは除外していただきたい。	1	「元素及びその化合物」として指定されているものは、IARC等で「元素及びその化合物」として扱われている等、専門家の評価により元素と化合物は同様の毒性があると評価されているものを選定しているからです(2) No.1の意見に対する考え方・対応を参照下さい)。
6	「溶解性」の定義を明確にしてほしい。	13	「溶解性」の定義につきましては、「常温で中性の水に対し、1%(質量%)以上溶解すること」であると考えています。
7	「(金属)元素及び化合物」で、(溶解性)指定の有無の根拠を示して欲しい。	2	溶解性に限定しているのは、ACGIHにおける作業環境の許容濃度等の設定が溶解性化合物に限定されているもの、生態毒性のみの有害性しかない物質等、溶解性の物質に限り有害であると認められる場合です。

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
8	<p>334～ 354の金属類について全て「(溶解性)」の項を入れるか「廃棄物については、溶出試験による」項目を入れてほしい。また、355(ホウ素及びその化合物)及び 356(無機フッ素化合物)に「(溶解性)」の項を入れてほしい。</p> <p>(理由)            土壤の汚染に係る環境基準や産業廃棄物に係る判定基準においては溶出化合物についての基準を定めており、これらとの整合性がない。また、溶解性を認めている金属と認めていない金属があり一貫性がない。</p>	1	<p>原案どおりとすることが適当と考えます。</p> <p>(理由)            溶解性のものに限るかどうかについては、(2)No.7の意見に対する考え方・対応の通りです。            廃棄物の溶出試験についてのご意見は、移動量の算定方法の検討にあたって留意すべき事項に関するものですので、今後政府において参考にすることが適当と考えます。</p>
9	<p>化審法で「生分解性あり」と判定された物質については、一義的に除外すべき。</p> <p>(理由)            生分解性の物質については、環境中での残留期間が短く、影響が低いため。</p>	1	<p>本法の対象物質選定の考え方に当てはまるものは対象とすることが適当と考えます。</p> <p>(理由)            本法は、対象物質の要件として、相当広範な地域の環境での継続的な存在を要件としており、今回は「一般環境中での検出状況」又は「製造・輸入量」を主に用いて行いました。            生分解は短時間で生ずると一義的にはいえませんので、「生分解性あり」と判定された物質であっても環境から検出される場合もあり、一律に除外することは適当ではありません。</p>
10	<p>技術的に可能であるのならば、対象化合物の最終的な有害性分類(ハザードランク)を検討し、公にしてほしい。</p> <p>(理由)            有害化学物質削減に向けた自主的な取組を行う際の優先順位決定のための指標としたいため。</p>	1	<p>各指定化学物質の有害性項目ごとの分類につきましては、参考資料として公表されています。</p> <p>なお、物質選定の基準とした有害性の各項目は、それぞれ異なる作用を表すものであることから、異なった有害性項目で選定された物質同士の有害性の強弱(ハザードランク)を単純に比較することはできません。</p>
11	<p>「有機」の定義を明確にしてほしい。</p>	1	<p>化学大事典(共立出版)で示されているとおり、有機化合物とは、無機化合物とされる一部の簡単な炭素化合物を除いた炭素化合物のことです。</p>
12	<p>「無機」の定義を明確にしてほしい。</p>	1	<p>化学大事典(共立出版)で示されているとおり、無機化合物とは、炭素以外の元素のみから構成されるすべての化合物及び一部の簡単な炭素化合物のことです。一部の簡単な炭素化合物で無機化合物とされるものには、二酸化炭素等の酸化物、シアン化物、チオシアン酸塩、炭酸塩等があります。</p>

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
13	対象化学物質の異性体は無視してもかまわないか。	1	異性体を個々に指定している場合は当該異性体のみが対象となり、異性体を包括する名称で指定された場合は、それに含まれるすべての異性体対象になります。
14	候補物質の有害性の具体的な数値が示されておらず、選定根拠があいまい。	2	具体的な選定基準及びそれぞれの物質がどの選定基準により選定されたかについては、すべて参考資料として公表されており、定量的評価による項目は、その数値についても示されています。

### 3. 第一種指定候補物質への意見

(皆様から寄せられました意見等を踏まえ、名称を変更する場合がありますが、この名称は仮のものであり、政令指定の際には他法令との整合性の観点等から変更になる場合もあります。)

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
1	20「1,3-ジイソシアト(メチル)ベンゼン」の中に 193 は含まれるため、20 に一本化すべきである。	3	ご指摘のとおり No.193(CAS No.584-84-9)は、20「1,3-ジイソシアト(メチル)ベンゼン」(CAS No.26471-62-5)に含まれますので、20 の名称を「メチル-1,3-フェニレン=ジイソシアナート」とし、No.20 と No.193 を1つにまとめます。
2	選定基準に立ち返り、物質の見直しを。(No.34「テトラフルオロエチレン」、No.35「ピロカテコール」は、IARC3であり、2である基準に合わない)	1	原案どおりとすることが適当と考えます。 (理由) ご指摘のテトラフルオロエチレン及びピロカテコールについては、最新の IARC の発がん性分類において「2B」とされています。
3	No.41「3,3'-ジクロロベンジジン」(CAS No.91-94-1)を除外して欲しい。 (理由) 製造業者が限られ、用途も中間物であり環境中への排出はない。さらに、化審法等の他法令の規制を受けており、現状でも十分管理はなされている。	1	原案どおりとすることが適当と考えます。 (理由) 「3,3'-ジクロロベンジジン」は有機顔料であり、生産、使用等の過程で環境中に排出される可能性があります。
4	No.76「グルタルアルデヒド」は、使用実態等から対象外が妥当。 (理由) 十分な管理下で扱われ、また、生分解性でもある。	1	原案どおりとすることが適当と考えます。 (理由) 本法は、環境中への排出量等を把握し、集計・公表すること等の新たな措置を規定し、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止するものです。 また、本法での「相当広範囲な地域の環境での継続的な存在」の判断については、今回は「一般環境中での検出状況」又は「製造・輸入量」を主に用いて行いました。
5	No.84「ワルチオト」について、農薬経口毒性表のADI値から判断すると、経口クラスは2が妥当と思うが、第1種候補表を見るとクラスが1となっているが、どのような判断からこうなったのか。	1	ワルチオトの経口クラスを3とします。(第1種指定候補であることに変更はありません。) (理由) ワルチオトについては、日本で農薬として登録された際のADI 0.0015 mg/kg/dayに対応する経口クラス3とします。



No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
6	No.147 (CAS No.64440-88-6)のビス(ジメチル~)ニスズは、ビス(ジメチル~)二亜鉛の誤りではないか。	1	CAS No.64440-88-6 は、ご指摘の通り、スズではなく亜鉛の化合物ですので、名称を訂正します。
7	No.197 (CAS No.5124-30-1;メレンス(4,1-シクロヘキシルイソシアート))の名称を、IUPAC命名法に準じながらできるだけ実用に近い表現であり、第1種No.32,33とも整合性の取れる4,4'-メチレンビス(シクロヘキシルイソシアート)としてほしい。	1	IUPAC命名法により見直しを行い、メレンス(4,1-シクロヘキシル)イソシアートに変更します。
8	No.248「ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウム塩酸塩」を「ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウムクロリド」に変更して欲しい。 (理由)4級アンモニウムの塩化物であり、塩酸塩ではない。	1	ご指摘のとおり、No.248 は塩酸塩ではなく、4級アンモニウム化合物ですので、名称を「ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウム=クロリド」に訂正します。
9	No.302「p-ジクロロベンゼン」の発癌クラス2、経口クラス3及び作業環境4を削除していただきたい。 (理由) p-ジクロロベンゼンの発がん性については、厚生省のリスク評価において、人へのリスク評価に反映することは困難とされている。また、経口クラスについては、EPAの水質クライテリアに従えば、経口クラス4になる。	1	p-ジクロロベンゼンの発がん性については、ご指摘のとおり、げっ歯類特異性であり人へのリスク評価に反映することは困難であるとされていますので、その旨を脚注に記載いたします。また、経口毒性のクラスについては、EPAの飲料水基準が0.075mg/lであることから、経口クラス「3」になります。なお、作業環境濃度が61mg/m <sup>3</sup> と作業環境クラスで「4」となります。これらの記述は削除しません。
10	No.329「ポリ(オキシエチレン)=4-オクチルフェニル=エーテル」を「ポリ(オキシエチレン)(EO:10モル未満)=オクチルフェニル=エーテル」に変更して欲しい。また、この名称に対応したCAS番号である「9036-19-5」を採用して欲しい。 (理由)LC <sub>50</sub> 値が10mg/l以下となるのは、オキシエチレン(EO)の繰り返し数が概ね10未満であるため。また、流通形態では4-オクチルフェニルに限定されていないため。	1	流通形態を考慮し、「ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニル=エーテル」(CAS No.9036-19-5)と変更します。ただし、EOに関しては、原案どおり限定しないことが適当と考えます。 (理由) 当該化学物質は、ECETOCにより評価されていますが、ここでの数値は平均付加モル数であるため、実際の化学物質は、EO10モル未満のものに限定されるものではありません。
11	No.330「ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニル=エーテル」を「ポリ(オキシエチレン)(EO:10モル未満)=ノニルフェニル=エーテル」に変更して欲しい。 (理由)LC <sub>50</sub> 値が10mg/l以下となるのは、オキシエチレンの繰り返し数が概ね10未満であるため。	1	原案どおりとすることが適当と考えます。 (理由) 当該化学物質は、ECETOCにより評価されていますが、ここでの数値は平均付加モル数であるため、実際の化学物質は、EO10モル未満のものに限定されるものではありません。

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
12	No.331 「アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（直鎖型）(C=10-14)」は生分解性が良く、環境中濃度が生態毒性影響濃度よりも充分低いことから、第1種から除外して欲しい	3	原案どおりとすることが適切と考えます。 （理由） 「アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（直鎖型）(C=10-14)」については、ECETOC生態毒性により生態クラス1～2とされていることから、今回の物質選定基準に該当します。
13	No.332 「ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（C=12-15）」は生分解性が良く、環境中濃度が生態毒性影響濃度よりも充分低いことから、第1種から除外して欲しい	4	原案どおりとすることが適切と考えます。 （理由） 「ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（C=12-15）」については、ECETOC生態毒性により生態クラス1～2とされていることから、今回の物質選定基準に該当します。
14	No.332 「ポリ（オキシエチレン）＝アルキル＝エーテル（C12-15）」を「ポリ（オキシエチレン）(EO：10モル未満)＝アルキル＝エーテル（C12-15）」に変更して欲しい。 （理由）LC <sub>50</sub> 値が10mg/l以下となるのは、オキシエチレンの繰り返し数が概ね10未満であるため。	1	原案どおりとすることが適切と考えます。 （理由） 当該化学物質は、ECETOCにより評価されていますが、ここでの数値は平均付加モル数であるため、実際の化学物質は、EO10モル未満のものに限定されるものではありません。
15	No.333 「錯塩を除く無機シアノ化合物」において、シアン酸ナトリウム等のシアン酸塩類は、シアンイオンを生成せず、毒性も全く異なることから、シアン化合物と同じ分類として区別すべきでない。	1	ご指摘の通り、シアン酸塩はいわゆるシアン化合物とは全く別の毒性を示すものであることから、現在の名称「錯塩を除く無機シアン化合物」を、「無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く）」といった明らかにシアン酸塩が含まれない名称に変更します。

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
16	No.336「クロム及び3価クロム化合物」は、溶解性に乏しく基本的に安全であることから、対象物質から外すべき。	1	原案どおりとすることが適当と考えます。 (理由)
17	No.336「クロム及び3価クロム化合物」のうち、以下の物質は安全と考えられるので指定物質から除外して欲しい。 ・クロムを含有するジクロムクロムI0-(3) ・無機有色顔料中のクロム化合物(酸化物)(1) ・クロムを含むCAS68186903 C.I.ピグメントブラウン24(1) ・クロムを含むアニリンブラック(1)	6	クロム及び3価クロム化合物については、作業環境クラス3(日本産業衛生学会及びACGIHのTWA 0.5mg/m <sup>3</sup> ) 感作性クラス1(日本産業衛生学会及びACGIH)等とされており、(2) No.1の意見に対する考え方・対応に従い、クロム及び3価クロム化合物として指定することが適当と考えます。
18	No.337「6価クロム化合物」は、化合物として物質を特定してほしい。また、6価クロムから、クロム酸鉛を除外し、発がんクラスを2ないし3としてほしい。	8	原案どおりとすることが適当と考えます。 (理由) 6価クロム化合物については、IARCにおいて6価クロム化合物として発がんクラス1とされており、また、ACGIHでも水に可溶性・不溶性の両方を発がんクラスA1とされており、(2) No.1の意見に対する考え方・対応に従い6価クロム化合物として指定することが適当と考えます。また、クロム酸鉛につきましては、米国NTPにおいてクロム酸鉛として発がんクラスaとされており、クロム酸鉛のみ6価クロム化合物から除外するなどの変更の必要はないと考えます。
19	6価クロム化合物をまとめて発ガンクラス1としているが、参考資料1-6の表中で発ガンクラス2とある物質まで一括して表示することはやめてほしい。	1	原案どおりとすることが適当と考えます。 (理由) IARCでは「6価クロム化合物」として発がん性クラス1としています。これを優先して採用したものです。
20	No.338「ニッケル(金属)」の発ガン性/感作性/経口毒性/作業環境について、最新のACGIHが反映されていない。最新の情報・データから、見直しを行い対象から削除してほしい。	3	原案どおりとすることが適当と考えます。 (理由) IARCにおける発がん性クラス「2B」や、日本産業衛生学会における作業環境許容濃度(TWA)が1mg/m <sup>3</sup> であること等のACGIH以外の機関における最新の評価から、ニッケル(金属)は、対象としています。
21	No.338「ニッケル化合物」の発ガンクラスは、科学的根拠が明確になるまでは、「クラス2」とすべき。	1	原案どおりとすることが適当と考えます。 (理由) IARCは、「ニッケル化合物」として発がん性クラス1としています。

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
22	溶解性ニッケル化合物は、ACGIHでA4に分類され、硫酸ニッケルなどは確認されていない。このような物質を「ニッケル化合物」と一括りにせず、分別すべき。	1	原案どおりとすることが適切と考えます。 (理由) IARCにおいて、「ニッケル化合物(金属を除く)」として発がん性クラス1とされていることから、「ニッケル化合物」として指定することが適切と考えます。
23	No.338「ニッケル化合物」のうち、以下の物質は安全と考えられるので指定物質から除外して欲しい。 ・ニッケルを含む珪酸塩(4) ・水酸化ニッケル(1) ・ジブチルジチオカルバミン酸ニッケル(1) ・ニッケルを含むC.I.ピグメントエロー53(1)	7	原案どおりとすることが適切と考えます。 (理由) ニッケル化合物については、発がん性クラス1(IARCクラス1)とされており、(2)No.1の意見に対する考え方・対応に従いニッケル化合物として指定することが適切と考えます。
24	アンチモンを含む珪酸塩は、生理学的に安全・無害であるとされ、No.341「アンチモン及びその化合物」として一括指定することは、問題あり。	4	原案どおりとすることが適切と考えます。 (理由) アンチモン及びその化合物については、経口クラス2(WHO水質ガイドライン0.005mg/l)、作業環境クラス2(日本産業衛生学会のTWA 0.1mg/m <sup>3</sup> )とされており、(2)No.1の意見に対する考え方・対応に従いアンチモン及びその化合物として指定することが適切と考えます。
25	ビス(2-ピリジルチオ-1-オキシド)亜鉛は、No.342「亜鉛化合物(溶解性)」に含まれるか。	1	ビス(2-ピリジルチオ-1-オキシド)亜鉛の溶解度は、1mg/ml未満であるため、亜鉛化合物(溶解性)には含まれません。
26	No.342「亜鉛化合物(溶解性)」から、酸化亜鉛(少なくとも無機焼成顔料中の亜鉛)は、除外してほしい。	1	酸化亜鉛は水に対して不溶ですので、亜鉛化合物(溶解性)には該当しません。
27	No.343「スズ及びその無機化合物」を削除願いたい。	2	「スズ及びその無機化合物」を削除します。 (理由) 「スズ及びその無機化合物」は(日本産業衛生学会の)作業環境許容濃度がTWA 2mg/m <sup>3</sup> の粒子状物質であることから、今回の選定基準の対象外であり、第1種指定候補物質から削除します。

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
28	No.345「銀化合物(溶解性)」について、フリー銀イオンを生じないチオスルファト銀錯塩のように、有害性の低い物質も対象とされているため、個別名称を上げていただくか、「銀化合物(フリーの銀イオンを生じる溶解性銀化合物)」とされたい。	1	ご指摘の点は、原案どおりとすることが適当と考えます。 (理由) 銀化合物(溶解性)は、ACGIHによりTWA0.01mg/m <sup>3</sup> を根拠として指定したのですが、ACGIHにおいてフリーの銀イオンを生じるものに限定されていません。 (なお、あわせて(4)No.3の意見に対する考え方・対応を参照下さい。)
29	No.346コバルトは、有害といって良いのか。 (理由) コバルトブルーは安定であり有害性は弱い。また、米国、フランスで使用が認められている。	1	原案どおりとすることが適当と考えます。 (理由) コバルト及びその化合物については、発ガン性クラス2(IARCクラス2B)、作業環境クラス2(日本産業衛生学会のTWA 0.05mg/m <sup>3</sup> )とされており、(2)No.1の意見に対する考え方・対応に従いコバルト及びその化合物として指定することが適当と考えます。
30	No.346「コバルト及びその化合物」のうち、以下の物質は安全と考えられるので指定物質から除外して欲しい。 ・コバルトイオンを含有するコバルトブルー(3) ・磁気媒体に含有されるコバルトの酸化物(1) コバルトを含むC.I.ピグメントブルー28(1)	5	
31	No.347「銅(金属)」は、人間の生活の中に深く浸透している汎用金属であり、明確な理由もなく第1種指定化学物質に指定することは問題である。汎用金属のうち銅のみが指定されることには納得できない。	1	銅(金属)を第一種指定候補物質から削除します。 (理由) 銅(金属)の選定理由はACGIHの銅(ヒューム、ダスト、ミスト)の許容濃度のみでしたが、これは急性的な影響によるものでしたので、第一種指定候補から削除します。
32	No.348「銅化合物(溶解性)」から「水溶性銅フタロシアニン」を除外願いたい。 (理由) 銅イオンを遊離しないため。	1	銅イオンが生態毒性の原因であることから、「銅塩類(溶解性のものであって、錯塩を除く)」とします。 銅フタロシアニンは銅イオンを遊離しないため、これにはあたりません。
33	No.348「銅化合物(溶解性)」とせず、特定できる物質名とし、更に食品添加物は第一種指定化学物質から外すこと。 (理由) 銅化合物(溶解性)には、人の健康を損なうおそれがないとして厚生大臣が指定した食品添加物が含まれ、矛盾している。	1	原案どおりとすることが適当と考えますが、名称は「銅塩類(溶解性のものであって、錯塩を除く)」とします。 (理由) 水中の銅イオンに由来して生態毒性を示すと科学的に判断したため、上の回答のとおり「銅塩類(溶解性のものであって、錯塩を除く)」とします。 また、「銅塩類(溶解性のものであって、錯塩を除く)」の有害性は生態毒性です。

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
34	No.349「マンガン及びその化合物」において、マンガン酸化物でも2価のものとは4価のもので毒性が大きく異なる。化合物ごとに毒性を検討すべき。 (理由) マンガン酸化物でも2価のものとは4価のもので毒性が大きく異なるため。	1	原案どおりとすることが適切と考えます。 (理由) (2) No.1の意見に対する考え方・対応に従い「マンガン及びその化合物」としています。
35	No.350、モリブデンの有害性評価に用いたデータの信頼性に疑問がある。また、環境検出も発生源が特定された3カ所のみであり、単純に複数箇所検出と考えるのは、問題あり。 (理由) モリブデンの有害性評価の経口クラス3について、WHOのガイドライン値を経口クラスの判断値にすることは問題がある。米国EPAにおいては、三酸化モリブデンに限定している。また、検出についても3カ所のみからである。	7	WHO飲料水水質ガイドライン(1993)では、モリブデンについて、NOAELの根拠とした研究についていくつか問題があるとしながらも、それを考慮した上で飲料水水質ガイドライン値を0.07mg/lを提示しています。これは、国際的に用いられている信頼性のある数値と考えています。 環境検出3カ所は複数地点であり、今回の選定基準に当てはまります。
36	No.350「モリブデン及びその化合物」を削除又は、「溶解性及び三酸化モリブデン」に限定していただきたい。	1	原案どおりとすることが適切と考えます。 (理由)
37	物質選定に当たっては「元素及びその化合物」の取り扱いには十分な検討が必要、モリブデンについては、危険有害性の参考資料には、無機の一部が引用されているにすぎないのに、ピグメントレッド81、ピグメントバイオレット3、ピグメントブルー1等の有機金属化合物まで対象となるのはおかしい	1	モリブデン及びその化合物については、経口クラス3とされており、(2) No.1の意見に対する考え方・対応に従いモリブデン及びその化合物として指定することが適切と考えます。
38	モリブデンを使用した染色レーキ顔料は変異原性試験では陰性との評価有り。	1	
39	No.352「五酸化バナジウム」を改め、「バナジウム化合物」と変更していただきたい。 (理由) 1981年以前のACGIHによるバナジウム化合物に対するTWA 0.5mg/m <sup>3</sup> は、撤廃されていない。	3	原案どおりとすることが適切と考えます。 (理由) 1981年以前のACGIHの基準は、新しいものが出て更新された時点で撤廃されており、選定理由とした現在のACGIHのTWAは五酸化バナジウムのみを対象としています。
40	No.355「杓素及びその化合物」に、トリフェニル(n-オクタデシルアミン)ボロンは含まれるか。 (理由) 確認のため。	1	含まれます。

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
41	No.356「無機フッ素化合物」を除外してもらいたい。 (理由) 水道水中に含まれているため。	1	無機フッ素化合物は一律には除外しませんが、名称を「無機フッ素化合物」から、「フッ化水素及びその塩(溶解性)」と変更します。 (理由)
42	No.356「無機フッ素化合物」について、六フッ化硫黄や螢石等の比較的無害な物質も含まれる。真に対象となる物質名で規定すべき。	12	フッ素イオンについては、水質環境基準0.8mg/mlで経口クラス4ではありますが、環境中でそれを上回って検出している地点があることから第一種指定候補としたものです。 水道法に基づく水質基準も0.8mg/mlと設定されており、水道水に含まれていることを理由に対象から除外することは、適切ではないと考えます。 ただし、有害性の根拠とした水質環境基準が実質的にフッ素イオンを念頭にしていることから、フッ素イオンを生成するものに限るように名称を変更します。

#### 4. 第二種指定候補物質への意見

(皆様から寄せられました意見等を踏まえ、名称を変更する場合がありますが、この名称は仮のものであり、政令指定の際には他法令との整合性の観点等から変更になる場合もあります。)

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
1	No.5「アミトロール」は、農薬登録が失効しているにもかかわらず環境中に見いだされているため、第一種に指定すべき。	1	第一種指定候補物質とします。 (理由) アミトロールは平成10年度環境ホルモン緊急全国一斉調査において複数地点での環境検出があったため、第一種指定候補とします。
2	No.49 (CAS No.101-68-8)の名称を、IUPAC命名法に準じながらできるだけ実用に近い表現であり、第1種No.32,33とも整合性の取れる4,4'-メチレンビス(フェニレンイソシアナート)としてほしい。	1	IUPAC命名法により見直しを行い、「メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアナート」に変更します。
3	No.79「インジウム及びその化合物」はACGIHのTWA値(許容濃度)0.1mg/m <sup>3</sup> から選定されたようだが、同じTWA値であって同程度の毒性の金属銀が選定されていないことから、インジウムも第二種指定から外してほしい。	1	ご指摘を踏まえ、金属銀を第一種指定候補物質とし、No.345「銀化合物(溶解性)」とあわせて「銀及びその化合物(溶解性)」とします。ただしインジウムについては、原案どおり対象とすることが適切と考えます。 (理由) 金属銀はご指摘のとおりACGIHのTWA値で0.1mg/m <sup>3</sup> でクラス2となること、製造・輸入量も1000~10000トンと基準に適合することから、第一種指定候補物質とすることが適切と考えます。 インジウムの場合は肺、骨、消化器への慢性的影響があり、製造・輸入量も10~100トンであることから、除外はできないと考えます。
4	No.80「白金化合物(溶解性)」は、第二種指定から外してほしい。	1	ご指摘をふまえて検討した結果、「白金化合物(溶解性)」を削除します。 (理由) 白金化合物(溶解性)は、「白金化合物(溶解性塩)」と表現することが適切でした。この化合物の製造・輸入量は確認できず、また、環境中からの検出実績もないことから、対象から削除します。



5. 対象物質への追加意見

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
1	バリウムは、パイロット事業の対象であり毒劇法にもあるので入れるべきである。	1	「バリウム及びその化合物（溶解性）」として第1種指定候補物質に追加します。 （理由） 作業環境クラス3である「バリウム及びその化合物（溶解性）」について再調査しましたところ、製造・輸入量区分が10000トンでありましたので、第1種指定候補物質に追加します。
2	「アスベスト」を第一種指定化学物質に指定すべき。 （理由） 以下のように、今回の選定基準（案）の要件を満たしている。 ・「発がん性クラス1」である。 ・年間製造・輸入量が10万トン以上。 ・環境庁やいくつかの地方自治体のデータから一般環境中で複数地点より検出されている。	4	ご指摘を踏まえて第1種指定候補物質に追加します。
3	ベンゾ[a]ピレンやメチルコラントレン等の多環芳香族炭化水素類は、発がん性物質として知られており、対象化学物質とすべきである。	1	原案どおり、対象物質とはしないことが適当と考えます。 （理由） 発がん性が知られている多環芳香族炭化水素で製造・輸入量が認められるものはなく、ご指摘のベンゾ[a]ピレン、メチルコラントレンは、事業活動に伴って付随的に生成・排出される化学物質です。このような化学物質については、排出量の推計が一般に困難であるため、技術的に対応が可能なものを対象とするとの考え方に則って検討した結果、ご指摘の2物質は対象化学物質としませんでした。
4	「塩化水素（ガス状）」は、パイロット事業では対象であったが、PRT法では第1種指定物質から外れている。理由はなぜ。	2	今回の対象物質選定においては、「事故的な大量排出の際などでは問題となるが、通常的环境濃度レベルで問題とならない有害性については、そのみをもって物質選定のための有害性項目として用いる必要はない」との考え方に則って検討しています。その結果、塩化水素（ガス状）は、通常的环境濃度レベルで問題とならない有害性のみを有するものであることから第1種指定物質候補とはならなかったものです。

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
5	なぜ次の物質が第1種指定候補物質あるいは第2種指定候補物質から除外されるのか。*窒素酸化物*硫黄酸化物*煤塵*モントリオール議定書附属書に記載されている物質で今回選定されていないもの*地球温暖化物質(二酸化炭素、代替フロン等のHFC, PFC, SF6)	3	<p>窒素酸化物及び硫黄酸化物については大気汚染防止法等により実効性のある排出量把握及び総量規制がなされており、重ねて本法の対象物質とする必要はないと判断したものです。</p> <p>ばいじんは種々の物質の混合物で、ばいじん中の化学物質(元素及び化合物)を特定することは不可能なため、PRTRやMSDSという制度にはなじまないものであります。</p> <p>モントリオール議定書附属書に記載されている物質で今回選定されていないものは、国内での過去の累積の「製造・輸入量」が10トン未満の物質であるからです。</p> <p>地球温暖化物質につきましては、「地球温暖化対策推進法」において、既に排出量を把握し、抑制する体制が整備されており、重ねてこれをPRTRの対象とする必要はないことから、本法の対象とはなっていません。</p>
6	獣医薬であるカルバドックスは発がん性が知られているが、指定されないのか。	1	<p>原案どおり、対象物質とはしないことが適当と考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>カルバドックス(CAS 6804-07-5)の発がん性については、EUにおいてクラス2と分類されているのみであるため、今回の基準では対象となりません。また、他の有害性についても、選定基準には当てはまりません。</p>
7	「テレフタル酸ジメチル」が、PRTR対象候補物質となっているが、原物質の「テレフタル酸」は対象でないのか。	1	「テレフタル酸」は、第一種指定候補物質となっています(No.296)。
8	オーラミンは、第二種No.16「マゼンタ」と同様に日本産業衛生学会で発がん性物質の第2群Bに分類されているが、第2種には入っておらず、選定基準が不明。	1	ご指摘のオーラミン(CAS 492-80-8)は、「発がん性クラス2」に分類されますが、製造・輸入量区分が「0」であることから、対象外となっています。
9	農薬は、家庭用殺虫剤、シロアリ駆除剤等農業用だけではなく様々な分野で用いられており、仮に農薬としての数量が少なくともその他の分野での数量をあわせると選定基準の年間数量を超えることから、農薬の活性成分は全て、第1種指定化学物質にすべきである。	1	今回の物質選定にあたり、農薬の有効成分の取扱量(製造・輸入量)につきましては、農薬用途だけでなくその他の用途も含めた数量を把握しています。したがって、ご指摘の点は既に考慮された上で農薬の選定が行われているところです。

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
10	農薬などに含まれる溶剤、界面活性剤、警戒剤、共力剤、その他の添加剤についても有害なものは第一種指定化学物質とすべき。(特に、 <i>オクタジフルーレン</i> )	1	ご指摘のような物質についても、今回の選定基準に当てはまるものであれば選定されるものであります。 <i>オクタジフルーレン</i> につきましては、基準に該当する有害性を示すデータが確認できないため選定されていません。
11	放射性同位元素である天然ウラン、ヨウ素131も対象化学物質に加えるべき。	1	放射性物質につきましては、その有害性と取り扱いの特殊性から、原子力基本法等で一般的な化学物質とは別に特別な管理がなされているところであり、本法の第2条において、「この法律において「化学物質」とは、元素及び化合物(それぞれ放射性物質を除く。)をいう。」として除外されています。

6. その他

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
1	制度当初として、多くの物質を対象とされたことは高く評価する。今後も必要に応じて、増やすことを求める。	1	今回、PRTR制度の対象となる物質を初めて指定するにあたり、現在得られている科学的知見に基づいた種々の専門家による検討の結果、一定以上の有害性と相当広範な地域の環境での継続的な存在が認められる第一種指定候補物質を354、一定以上の有害性と相当広範な地域の環境での継続的な存在が見込まれる第二種指定候補物質を81選定したところでは、科学的知見の充実状況やPRTR制度の運用により得られた排出量データ等に応じ、今後定期的に見直すことが適当と考えます。
2	対象化学物質について、パイロット事業の対象物質と比較して大幅に増えていることは評価できる。	1	具体的な見直しの方法については、今後検討すべきと考えます。
3	指定物質数を米国並の600にしてもらいたい。	1	
4	「物質選定の具体的な考え方」の案の最後の部分の「状況に応じて定期的に見直すべき」との考えには、大いに賛成であるが、具体的な方策が全くふれられていない。早急な検討を望む。	2	
5	見直しの際には、物質数を増やすべき。	1	
6	現在問題とされている物やグレーゾーンにある物質があることから、対象にすべき物質の検討を早急に行い、今後の適切な見直し(時期・基準・数)を検討すべき。	2	
7	第1種指定化学物質リストについて、農薬系、農薬系以外、無機化合物に大分類した上で、アイウエオ順等にして検索しやすいようにしてほしい。	2	本法の対象物質が政令によって指定された後には、関係者が物質の検索をしやすいような工夫をする必要があると考えます。
8	労働省のほうでも別途MSDSの物質指定を行うと聞いているが、PRTR法のもとで決められるMSDS交付義務とダブルスタンダードとなる。それでは、法の目的である「事業者の自主管理の促進」をそこなわなうおそれがあるように思われる。省庁縦割の弊害はなくし、交付義務を課せられる物質は1本化すべき。	1	労働省では労働衛生の観点からMSDS対象物質を定めるものであり、本法では、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止する観点からMSDS対象物質を定めるものです。結果としてMSDSが重複する物質が出てくることにはなりますが、事業者に過度の負担とならないよう、MSDSの交付等の際に同じ様な内容のものを各法ごとに別々に提供しなければならないような対応は避けることが適当と考えます。
9	労安法で指定されているMSDS通知対象物質名とPRTR法の指定化学物質名とを統一し、同一化学物質が二つの名称にならないようにしてほしい。	1	同一物質については、できる限り名称の整合性をとることが適当と考えます。

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
10	環境庁、日化協で行っているパイロット事業に加えて、本法によるPRTRが始まれば、3本立てとなる。混乱を避けるため、化学物質を一致させてほしい。	1	現在、環境庁で行っているパイロット調査は、PRTR制度の本格導入に向けた試験的な調査であり、法に基づいて本格的にPRTR制度が導入される平成13年度からは、PRTRの対象は法に基づいて政令指定された化学物質のみとなります。 なお、日化協が行っているものは業界が独自に行っているもので、コメントできません。

・製品について

1. 形態について

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
1	<p>製品の要件の例外規定で、「一般消費者の生活の用に供される製品のうち指定化学物質が排出されないよう容器等に密閉包装された状態で流通し、販売・提供されるもの」及び「密封されたままの状態で使用される形態の製品」を除外するのは、法の趣旨からして妥当ではない。</p> <p>(理由)</p> <p>廃棄物の取扱いにも関連するが、密封して使用する溶剤、塗料、農薬、電池、医薬品、フロン関係などが対象外となってしまうのは、法の目的からはずれずる。</p>	8	<p>原案どおりとすることが妥当と考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>本法の目的は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障の未然防止を図ることにあります。このため、「事業活動に伴い指定物質を環境中に排出する可能性のあるもの」を製品の要件の基本的考え方としております。御指摘の製品については、いずれも、事業者が取り扱う過程で指定化学物質を環境中に排出する可能性は低いと見做され、対象外としたものです。</p> <p>ただし、「密封されたままの状態で使用される形態の製品」のうち冷蔵庫等の解体の際の冷媒の排出や回収のように直接対象物質を取り扱う場合には、例外規定の対象にはならず、排出量等の報告の対象となります。</p> <p>なお、これらの製品の使用等に伴う第一種指定化学物質の環境への排出量については、法第9条の規定により国が排出量を推計・公表することになります。</p>
2	<p>事業者も、事務所などで一般の生活の用に供される製品を使用する場合は多々あることから、これらの製品を事業活動に使用する場(大量)には対象とし、それ以外の場(少量の使用)には使用される場所に係わらず対象外とすることを明記すべき。</p> <p>(理由)</p> <p>ボールペン、マジック、プリンターのインクリボン、糊等の製品までMSDSの提出を要求するのは、法の趣旨から考えて、意味はなく混乱を招くのみである。</p>	1	<p>製品の要件(案)は、ボールペンのように主として一般消費者の生活の用に供される製品のうち、密閉包装された状態で流通し、販売・提供される製品は、事業者が使用したとしても対象外になるという趣旨で作成しておりますので、原案どおりとして差し支えないものと考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>このような製品を事業者が取り扱うとしても、通常は、一般消費者と同様の使用形態であり、排出量が少量の割には、その排出量の把握のための負担が大きいからです。</p> <p>このため、これらの製品についてはMSDSを交付する必要はないものと考えます。</p>

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
3	<p>農薬等の環境中に直接排出される製品と異なり、顔料等は、環境排出が小さく、対象に指定するのは、合理的でない。</p>	2	<p>原案どおりとし、顔料等は対象外にしないことが適当と考えます。 (理由) 塗料中の顔料は、塗料が付着した容器や器具の洗浄等に伴う排水への排出等事業者が取り扱う過程で環境中に排出する可能性があるため対象にすべきであると考えます。</p>
4	<p>リサイクルを促進するよう、「売却され再生される製品」は(大きい規模の事業者に範囲を限定してでも)MSDS交付の対象にすべき。 (理由) 「売却され再生される製品」にMSDS交付義務がなければ、廃棄物の移動は報告義務があるので、廃棄物が有償、かつ、何らかの再利用をするという名目で大量に流れ出す恐れがある。</p>	1	<p>原案どおりとすることが適当と考えます。 (理由) 売却され再生される製品(再生資源)は、種々雑多なものの集合体であり、含有する化学物質の割合も一定しないことから、通常どのような化学物質がどれだけ含まれているかを把握することは困難です。このような観点から、MSDS交付の対象外にすることが適当であると考えます。 なお、再生資源にMSDSの交付を義務付けないことと「廃棄物が有償、かつ、何らかの再利用をするという名目で大量に流れ出すこと」との関連性はないと思われます。</p>
5	<p>産業廃棄物処分業を事業として営む者が、廃棄物である廃油を原料として再生品である燃料用再生油を製造した場合には、この再生油のPRTTRの届出やMSDSの交付等について、対象から除くことが適当である。 廃棄物等(事業者から再生・再利用のために売却されるものも含む)は、種々雑多なものの集合体であり、含有する化学物質の割合も一定せず、どのような化学物質が含まれているか再生油の製造業者が自社分析等により把握することは困難である。</p>	1	<p>原案どおり、対象にすることが適当と考えます。 (理由) 廃油を再生した製品といえども、指定化学物質を一定以上含有する場合には、自社だけでなく出荷先の事業者にも適切に取扱ってもらう必要があるため、MSDSの交付対象にすべきであると考えます。 種々雑多なものである天然物から精製、製錬等により指定化学物質を含有する製品を製造する場合であっても、MSDSの交付対象になっており、廃油を再生した製品も同様に対象にすることが適当であると考えます。 一方、再生油は、液体であり、当該製品を取り扱う過程において、第一種指定化学物質が環境中に排出される可能性があります。また、MSDSが作成されれば、その取扱いによる第一種指定化学物質の排出量等は、容易に把握できるため、PRTTRの排出量等の届出対象外にする必要はないものと考えます。</p>

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
6	<p>アスベストについてみた場合、主な使用用途が建材として使用され、多くの場合「切断等の加工」によって環境中に排出されている。しかしながら提案された案ではアスベスト含有建材等が対象とならなくなり、問題である。アスベスト含有建材を含めたアスベスト含有製品、売却され再生されるアスベスト含有製品及びアスベスト含有廃棄物について対象とすべき。</p>	1	<p>アスベスト（以下「石綿」という。）を対象物質に追加することが適当と考えますので、製品の要件（原案）においても、石綿を含有する製品であって、取扱いの過程で精製や切断等の加工が行われるものも対象にするよう変更します。</p> <p>（理由） 石綿を含有する製品であって取扱いの過程で精製や切断等の加工が行われるものは、精製や切断等の加工に伴い石綿が環境中に排出される可能性があるからです。</p>
7	<p>「製品の要件について（案）」の「天然物の取扱」の「なお書き」で輸入される原料アスベストは「製品」の対象となると考えるが、そのことをはっきりさせるべき。</p>	1	<p>原案どおりとし、特記する必要はないと考えます。</p> <p>（理由） 原料石綿（アスベスト）をあえて特記しなくても、輸入される原料石綿は、選鉱・精製という工業プロセスを経て製造されたものであるため、天然物ではなく、製品であると考えられます。</p>
8	<p>MSDS の、取扱量による裾切りをお願いします。</p> <p>（理由） 少量の標準試薬の場合でもMSDSを交付しなければならないのは不合理。また、MSDSをいくつも発行するのは、資源の無駄。</p>	1	<p>MSDSの交付義務について、含有率による裾切りに加え、取扱量による裾切りを設けることは適当ではないと考えます。</p> <p>（理由） 指定化学物質は、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質であり、少量であっても取扱いに注意すべきと考えます。また、国際的にもMSDSの交付対象に量的な裾切りはありません。</p> <p>なお、交付方法については、MSDSを何回も、しかも、いくつも、交付しなくてもよいよう</p> <p>(1) 同じ相手には1回交付すれば、その後、改訂するまでは交付する必要はないこと</p> <p>(2) 混合物に対しては、1種類のMSDSを作成すればよいこと</p> <p>とすることが適当であると考えます。</p>



No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
9	仕入先から、塩化ビニールシートを材料として購入し、自動車部品に加工しているが、報告対象となるのか。	1	対象物質を1%（発がん性クラス1の物質については0.1%以上）含有する塩化ビニールシートであっても、使用する過程で溶融、蒸発又は溶解しないのであれば、報告の対象となりません。 （理由） 塩化ビニールシートは、固有の形状を有する混合物に当たるためです。
10	家庭用殺虫剤（蚊取り線香、電気蚊取り、エアゾール等）は、一般消費者の生活の用に供する製品で、指定化学物質が排出されないよう密閉包装したまま流通・販売・提供されるので、P R T Rの対象とならないと解釈してよいか。 （理由） 事業者が対象物質を環境中に排出する可能性は低い。	2	製品の要件の考え方に従えば、家庭用殺虫剤のうち、家庭で使用する形態に加工され、対象物質が排出されないよう包装されている製品は、対象外であり、P R T Rの排出量等の届出の対象とはならないと考えます。 ただし、第1種指定化学物質が含まれる当該製品の使用に伴う排出量は、法第9条の規定により国が推計・公表することになると考えます。
11	製品要件の中に、取扱の過程で溶融、蒸発、又は溶解する製品とあるが、溶接等接合プロセスで大きい物は該当すると考えられるが、微小電子部品の組立等に使用されているワイボンディングや抵抗スポット溶接、レーザー溶接等も含まれるのか。	1	ワイボンディングや抵抗スポット溶接、レーザー溶接等が行われる製品も製品の要件に適合します。 （理由） 「固有の形状を有する混合物のうち、取扱いの過程で指定化学物質を溶融、蒸発又は溶解する製品」に該当します。

## 2. 含有率について

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
1	<p>有害物質を検出限界以上含む商品は全て対象商品とすることを求める。</p> <p>(理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 含有量に応じて取扱量を計量すればすむ。</li> <li>2. 対象外の製品も環境を汚染する。</li> <li>3. 抜け道を作るのはおかしい。</li> </ol>	2	<p>原案どおり含有率による裾切りを定めることが適当と考えます。</p> <p>(理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国際的には、1% (人に対して発がん性があると評価されている物質については0.1%) 以上含有するものが対象となっていること</li> <li>2. 日本における他法令における製品の定義の例でも1%以上含むものとしていること</li> <li>3. 発がん性クラス1の物質は、特に重篤な障害をもたらす物質であることからより厳重に管理する必要があること</li> </ol>
2	<p>指定化学物質を含む製品は、基本的に対象にすべき。</p>	2	<p>を踏まえ、製品の要件として、第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質を1%以上(ただし、発がん性の物質であることが知られている化学物質(発がん性クラス1の指定化学物質)については0.1%以上)含有するものとししました。</p> <p>この基準をより厳しくした場合には、事業者による当該化学物質の把握が困難な割には、環境中の指定化学物質の排出量が小さく、結果として法が目的とする効果に比して事業者の負担が過大となるおそれがあること等から原案のとおりとすることが適当であると考えます。</p> <p>ただし、第一種指定化学物質が含まれる製品の使用等に伴う排出量で届出がなされないものは、法第9条の規定により国が推計・公表することが適当であると考えます。</p>

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
3	<p>製品の含有率による裾切りは、5%とすべきである。 (理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国際的ハーモナイゼーションから</li> <li>2. 現行のMSDSが5%であるから。</li> <li>3. 配合上のノウハウが漏れる。</li> </ol>	11	<p>原案どおりとすることが適切と考えます。 (理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国際的には、1% (人に対して発がん性があると評価されている物質については0.1%) 以上含有するものが対象となっていること</li> <li>2. 日本における他法令における製品の定義の例でも1%以上含むものとしていること</li> <li>3. 発がん性クラス1の物質は、特に重篤な障害をもたらす物質であることからより厳重に管理する必要があること</li> </ol> <p>を踏まえれば、原案は適切であると考えます。</p> <p>また、第14条に基づく、提供すべき情報(MSDS)を一般に広く公表しなければならないとしているものではありません。配合上のノウハウであると考えておられる点に関しては、情報を交付する際に、譲渡・提供の相手方と秘密保持契約等を結ぶことも可能と考えます。</p>
4	<p>製品(混合物)に対する含有量の規定について見直すべき。 (理由)</p> <p>問題は、含有率ではなく、絶対量である。</p>	2	<p>原案どおり含有率の裾切りを設けることが適切と考えます。 (理由)</p> <p>PRTTR対象事業者の要件の1つとして年間の取扱量を設定しており、絶対量を勘案しております。これ以外にも事業者に過度の負担を強くないよう製品の要件として含有率を設定することが適切であると考えます。</p>
5	<p>「及びその化合物」について、元素濃度換算で1%と判断すべき。</p>	10	<p>元素換算(シアンについては、シアン換算)で一定(1%又は0.1%)以上含むかどうかを判断することが適切であると考えます。 (理由)</p> <p>一般的に「及びその化合物」についての濃度や排出量等の測定、大気質の基準、水質基準、作業環境許容濃度の基準は、元素換算で行われていること等から、化合物全体の合計値で判断するのではなく、元素(又はシアン)の合計値で判断することが適切であると考えます。</p>

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
6	<p>対象製品の要件(案)に「指定物質を1%以上(ただし...)含有するもの(気体の場合には、体積%、液体又は固体の場合には重量%)とすることが適当であると考えられる。」との記述があるが、気体、液体、固体のいずれにおいても「質量%」に統一すべきと考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>気体の場合、圧力により容積比が異なるため、同じ混合物であっても、圧力の違いにより対象の製品になったり、ならなかったりして混乱を招く。</p> <p>常温付近に沸点がある物質や圧力を加えると液化する物質については、温度状態や圧力状態により液体になったり、気体になったりする。このため、どちらの単位で判断すればよいのか混乱を招く。</p> <p>液体に気体が溶け込んでいる場合には体積%、重量%のどちらで判断すればよいかわからない。</p> <p>重量は、そのものの体積や高度によって異なる(特に気体の場合)。このため重量でなく質量に統一すべき。PRTRの排出量等の算定を行う場合でも、質量に統一しておいた方が混乱はない。</p>	1	意見のとおり、製品の要件の含有率については、質量%に統一するよう修正します。

### 3. その他

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
1	<p>局方医薬品各条に適合しうる範囲で、化学反応を伴わずに小分けして製造した医薬品は除外されたい。</p> <p>(理由)</p> <p>国内他社から購入したものをそのまま又は小分けして製品としたものにすぎず、規定除外しても、当該国内他社の把握のみでP R T R法の目的を果たしている。</p>	1	<p>原案どおり、医薬品を対象外としないことが適当と考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>一般消費者向けの製品のうち対象物質が排出されないよう容器等に包装された状態で流通し、販売提供されるものは、製品の要件でも対象外になっています。</p> <p>なお、一般に対象物質やこれらを含む製品を小分けする過程で対象物質を環境中に排出する可能性があるため、小分けする前の製品は、対象になります。この考え方は、医薬品においても当てはまるため、同様の扱いにすることが適当であると考えます。</p>
2	<p>製品の要件の「固有の形状を有する混合物のうち取扱いの過程で指定化学物質を溶融、蒸発又は溶解する可能性のあるもの」において、取扱いの範囲を製品の使用者(消費者)に限定することを明記することが必要である。</p> <p>(理由)</p> <p>紙製品は古紙として再利用するので、その処理過程では水に分散するが、これは一種の溶解と考えられないこともない。</p> <p>従って、本法にいう取扱いとは、リサイクル工程は含まず、消費者の段階における取扱いに限ることを明記して欲しい。</p>	1	<p>原案どおり、取扱いの範囲を限定することを明記する必要はないと考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>再生資源である古紙は、対象の製品ではありません。</p>
3	<p>医薬品のように卸が介在し、「一般消費者の生活の用」に供されるものと「事業者の用」に供されるものの比率などがわからない場合があるが、この場合、排出量の算定はどのようにすべきか。</p>	1	<p>服用するように最終的に包装された医薬品は、病院向けであっても、最終的に病院から個人に販売された後に個人が服用することとなるため、一般消費者向けの製品のうち対象物質が排出されないよう容器等に包装された状態で流通し、販売提供されるものに該当し、対象外になると考えます。</p> <p>ただし、包装前の医薬品を取り扱う過程での第一種指定化学物質の排出量等は届出対象になると考えます。</p> <p>なお、具体的な排出量の算定方法については、今後省令等で定められることとなります。</p>

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
4	<p>労安法によるMSDS等を含め、類似の化学物質管理施策に関する統一した対応がとられることを望む。</p>	2	<p>原案どおりとすることが適切と考えます。  (理由)  各法律で目的は異なっているため、対応を完全に統一させることはできません。ただし、事業者に過度の負担とならないようMSDSの交付等の際に同じような内容のものを各法ごとに別々に提供しなければならないような対応は避けるべきであると考えます。</p>

## ・ P R T R 対象事業者について

### 1. 業種について

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
1	対象となる物質を取り扱っていれば業種に関わりなく対象とすべき。	2	対象業種は特定すべきと考えます。 (理由)
2	除外されるのは、家族経営の農家や個人商店(特定の有害物質を扱うところは対象に)だけでいいのではないのでしょうか。 (理由) 様々な制約がついた結果、対象事業所・事業者はほんの一握りになってしまうのではないかと危惧されます。	1	対象業種は、第一種指定化学物質(以下、対象物質という)又はこれを含む製品を製造、使用その他業として取り扱う等、事業活動に伴って対象物質を環境中に排出すると見込まれる事業者が属する業種を幅広く選定しており、ご指摘のように対象事業者がほんの一握りになってしまうことはないと考えます。 なお、対象物質を取り扱っていても、定点における排出量の把握自体が困難である場合、業の特性として個々の事業者による取扱量が少ない場合等、届出義務を課すことによって、事業者の負担が排出量等の把握により得られる効果に比して相対的に過大になる場合があります。このような業種については、届出対象業種とせず、法第9条に基づき国が推計を行うことにより排出量の全貌を把握することが適当と考えます。
3	届出対象業種が少ないと思われるので、再度検討することを望む。	1	業種は適切に選定しており、原案どおりとすることが適当と考えます。
4	全業種を適用に。特に、建設業、建築解体業、冷凍・空調設備業、水道業、トラック、塗料、倉庫、百貨店・スーパー、農薬、洗剤、医薬品、火薬の販売業、清掃事務所、運搬業、ビルメンテナンス、消毒業、病院、ゴルフ場。 (理由) 化学物質の排出が多いと考えられるため。	1	(理由) 前述のとおり、対象業種は届出に伴う効果、事業者の負担等を勘案した上で幅広く選定しており、諸外国と比較しても遜色ないものと考えます。 ご指摘の個々の業種についての考え方は以下のとおりです。 1 水道業、卸売・小売業、倉庫業、機械・家具等修理業、その他の事業サービス業、廃棄物処理業、教育、学術研究機関については、そのうちの対象物質を環境中に排出すると見込まれる事業者が属する業種は原案で示しているとおりの対象業種となっています。また、フロンを扱う冷凍空調設備を製造する業者も対象業種です。 2 木材処理業者は木材薬品処理業として木材・木製品製造業に含まれ、対象業種となっています。また、畳、建材、家具を製造する事業者は製造業に含まれ対象業種となっています。 3 流通に携わる事業者については、石油等を取り扱う石油卸売業、燃料小売業等の業種、オゾン層破壊物質を取り扱う鉄スクラップ卸売業、自動車卸売業が対象業種となっています。(次ページへ続く)
5	製造業以外の大半が除外になっているが、アスベスト・フロンを扱う解体業、フロンを扱う冷凍空調設備業界、運輸業、倉庫業、卸・小売業、病院、ゴルフ場等の業界がなぜ除外されたのか合理的理由を示されたい。この規定はとりわけ問題が多いので全面的に策定し直し、全業種を対象とするよう求める。	1	

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
6	対象業種を追加すべき。(農業、林業、漁業、非金属鉱業、建設業、水道業、水運業、航空運輸業、運輸に付帯するサービス業、電気通信業、娯楽業、機械・家具等修理業、協同組合、その他の事業サービス業、廃棄物処理業、医療業、保健衛生、教育、学術研究機関、その他のサービス業、国家公務、地方公務) (理由) 第一種指定化学物質又は第一種指定化学物質を含有する製品を使用しているから、特別に除外する理由はない。	1	(考え方・対応 続き) 4 協同組合、国家公務、地方公務は、その行う業務によりそれぞれの業種に分類して扱うので、分類された業種が対象業種であれば届出対象になります。 5 農業や林業については、個々の事業者の個々の農薬(原体)の取扱量は少なく、また小規模の経営者が多いことを考慮すると、届出対象とせず、法第9条に基づき国が排出量を推計することが適当と考えます。ゴルフ場や公園・遊園地における農薬散布、漁業のうちの海面養殖業も類似の面的な発生源ですので、同様の取扱いが適当と考えます。
7	農林水産業業者、非農耕地用農薬散布業者、防疫用薬剤散布業者、シロアリ防除業者などは、個人・事業体を問わずすべて事業者とすべき。 (理由) 1 農薬も本法律で一元管理すべき 2 農薬の都道府県別出荷量はその地域での使用量と一致しない。 3 農薬の使用量は個人や小規模事業者による比率が高い。 4 過去に農薬やシロアリ駆除剤で汚染が問題になったのは個人や小規模事業者の広範な使用によるもの。	1	6 建設業(建築解体業・塗料を含む)及びビルメンテナンス、消毒、防蟻等のための薬剤散布業者(その他のサービス業に含まれる)については、事業活動に伴って化学物質を使用又は排出する場所が一定せず、しかも事業所から離れているため、法第5条第1項の排出量(当該事業所において環境に排出される第一種指定化学物質の量として算出する量)はほとんどなく、むしろ法第9条に基づく国の排出量推計の対象となると考えられます。フロンを扱う冷凍空調設備を現場で取り扱う事業者も同様です。
8	自治体が管理する施設での農薬などの使用は、外部業者に委託するか否かにかかわらず、自治体が報告すべき。	1	
9	農場、牧場、魚介類養殖業者、造園業者、シロアリ防除業者、木材処理業者、農薬空中散布業者、公園・街路樹・鉄道敷地・道路・河川敷・堤防・ゴルフ場・一般住宅・公共住宅・集合住宅・病院・幼稚園・学校・図書館・博物館・その他公共施設・オフィスなどでの農薬散布業者、ゴミ処分場・中間処分場・埋め立て処理場・集積場・下水処理場・電車・バス・航空機などの薬剤散布業者、畳業者、建材業者、家具製造業者は、対象とすべき。 (理由) 農薬及びその関連製品を使用しているため。	1	7 運輸業(トラック、水運、航空運輸、運輸に付帯するサービス業を含む)のうち、車両整備関係の業種は届出対象業種となっています。それ以外の、自動車等、移動発生源から排出される化学物質の排出量は、主に事業所外におけるものであるため、業務用車と自家用車とをあわせて法第9条に基づく国の推計対象となります。 8 医療業(病院を含む)保健衛生のうち、大学付属病院は、高等教育機関の付属施設として届出対象となります。また、医学・薬学研究所は自然科学研究所として届出対象となります。一般の病院、診療所、保健衛生施設では、消毒剤、防腐剤等の使用が見込まれますが、一般に使用量は少なく、法第9条に基づき国で推計することが適当と考えます。
10	対象業種に、ゴルフ場、病院、流通業者などを追加してほしい。 (理由) 対象物質の排出が多いと思われるため。	3	(次ページへ続く)



No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
			(考え方・対応 続き) 9 その他のご指摘の業種については、対象物質の取扱いや排出が見込まれないので、対象業種とする必要はないと考えます。なお、今後対象物質の見直し、化学物質の使用状況の変化、化学物質の使用実態調査による新たな知見等があれば、必要に応じ対象業種を見直すことが適当と考えます。
11	アスベストを対象にすることにより、「建設業」及び「アスベスト含有製品（建材等）製造業」も対象事業者に含めるべき。	1	建材等の製造業は届出対象となっています。また、建設業に係る対象物質の環境への排出量は、法第9条に基づき国が推計することが適当と考えます。（業種選定の考え方はNo. 1及び2の御意見に対する考え方・対応を、建設業の取扱いの考え方はNo. 3～10の御意見に対する考え方・対応を参照して下さい。）
12	体外診断用医薬品製造業者は対象業種に該当するか。この場合、製造業の「化学工業」と解釈するのか。	1	ご指摘のとおり、体外診断用医薬品製造業は化学工業に含まれ、対象業種に該当します。
13	体外診断用医薬品輸入業は、対象業種に含まれるか。	1	体外診断用医薬品輸入業は対象業種には含まれません。 （理由）体外診断用医薬品輸入業者は、取扱いの過程で化学物質の環境への排出が見込まれないからです。
14	体外診断用医薬品製造・輸入・販売業は、P R T R及びM S D S対象業種から除外してほしい。	1	体外診断用医薬品製造業は製造等の過程で対象物質を環境中に排出する可能性があるため、P R T R対象業種とすべきと考えます。また、M S D Sの交付にあたり対象業種は定めませんが、各事業者が法第2条第6項の要件を満たし、指定化学物質等を他の事業者に対し譲渡し又は提供するときは、M S D Sの交付が義務づけられます。国家資格と、事業者の化学物質の管理に係る環境への排出量等の届出やM S D Sの交付の必要性とは全く関係ないと考えます。
15	公務は対象業界に準ずるようだが、警察や自衛隊が対象業界に入るのか不明である。	1	警察については、公務として扱われ、その行う業務によりそれぞれの業種に分類して扱うため、分類された業種が対象業種であれば同様に届出対象となります。 自衛隊は届出対象業種（公務）に記載されております。

## 2. 従業員数について

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
1	<p>「常用雇用者数21人以上」とすることが適当とされているが、「常用雇用者数101人以上」に変更することを要望。</p> <p>(理由)</p> <p>1 化学物質の取扱量の大半をおさえるためには、常用雇用者101人以上で足りる。</p> <p>2 中小企業にとって人件費等が負担となる。</p> <p>3 示されたデータの母数が少なく信頼性がない。根拠が不明確。</p> <p>4 大手事業者が取り扱う化学物質の量の方がはるかに多いと考えるのが自然。</p>	22	<p>原案どおりとすることが適当と考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>従業員数による裾切りについては、小規模の事業者が、P R T Rの継続的な実施に必要な事務体制の整備が困難であること、事業者における化学物質の取扱量が一般的に少ないこと等の事情から、本法に基づく排出量等の把握及び届出義務を課することが事業者に人的・経済的に過重な負担となったり、円滑な義務履行が困難なおそれがあることから設けたものです。このため、排出量等の届出の対象外となる小規模事業者として、中小企業基本法において定義された「小規模企業者」の規模を用いたものです。人的・経済的に過重な負担とならず、化学物質の管理能力を有する常用雇用者21人以上の事業者に届出義務を課せば、大部分の排出量を把握することができ、本制度の効果的な実施が確保できると考えます。</p>
2	<p>対象事業者の常用雇用者数は、もっと上げるべき。</p> <p>(理由) 諸外国との整合性がなく、中小企業の負担が大きい。</p>	1	<p>「小規模企業者」の定義は、同法では「おおむね常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人)以下の事業者をいう。」(第23条)とされていますが、主たる化学物質取扱者である製造業等の規模要件にあわせることが適当と考え、全ての業種について「21人以上」と設定したものです。</p>
3	<p>対象事業者(常用雇用者21名以上)の案について、国際的な整合性を充分考慮に入れて見直し(大きくすること)をお願いしたい希望。</p>	3	<p>なお、従業員数による裾切りを設けている米国やカナダでは、従業員数10人以上の事業所が届出の対象になっており、50人以上や100人以上という規模ではありません。</p>
4	<p>常用雇用者21人を50人(又は51人)以上とすることを希望。</p> <p>(理由)</p> <p>1 アメリカでは50人程度が基準と聞いている。</p> <p>2 試薬業者の場合、該当物質が多いことが予想されるので、20人~30人程度の小規模事業者には過重な負担。</p>	2	
5	<p>常用雇用者数21人以上を中小企業の定義による製造業300人を目安に検討してほしい。無理なら100人程度。</p>	1	
6	<p>業種別に別途定めた従業員数が100人以上または30人以上の事業所を有する事業者を対象として欲しい。</p> <p>(理由)パイロット事業では30人又は100人以上としており、取扱いについて、「業種ごとに概ね60%以上、全体で75%程度」捕捉している。</p>	1	
7	<p>「事業者の規模要件としては、常用雇用者数21人以上とすることが適当である。」とすることの根拠が不明確であり、納得できない。</p>	3	
8	<p>根拠が明確でない。100人以上でどうなるか。21人以上と比し、どの程度の差が出るかなど再検討願いたい。</p>	1	

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
9	洗濯業、廃棄物処理業など従業員が21人以下の小規模な事業所が多いが、一定の環境汚染物質の排出が見込まれる業種に限っては「10人」などのより低い基準の検討を要望する。 (理由)このような業種は、環境汚染物質の排出の恐れがあるので、対象外となる事業所を減らす必要がある。	1	原案どおりとすることが適当と考えます。(なお、従業員数の要件は「事業者」単位です。常用雇業者21人以上の事業者が「常用雇業者数20人以下の事業所」を有している場合であっても、事業所単位の取扱量の要件が満たされれば届出義務が課せられます。) (理由)
10	「常用雇業者数21人以上の事業者」では大きすぎる。10人程度を目途にしてはどうか。また、どの業種も一律とするのではなく、業界ごとにきめ細かな設定する方が良い。さらに近年、正社員ばかりではなくパート・アルバイト、委託社員、契約社員が増えている労働形態の変化を踏まえれば、非常勤も含んで、例えば「週38時間以上働く者の数」などとするのが妥当である。	1	本法では、基本的に事業活動に伴って対象物質を環境中に排出する見込みがある事業者について、排出量の把握及び届出義務を課すことを原則としています。その上で、小規模事業者については、P R T Rの継続的な実施に必要な事務体制の整備が困難であること、事業者における化学物質の取扱量が一般的に少ないこと等の事情から、本法に基づく排出量等の把握及び届出義務を課すことが事業者に人的・経済的に過重な負担となったり、円滑な義務履行が困難なおそれがあることから、一定の規模未満の事業者は届出義務を課さないこととしたものです。
11	個人商店などを除き全て対象にするためにも、職員数が6人以上(商店は3人以上)などとし、職員は非常勤を含み、週40時間を基準に人数をカウントすればよいのではないかと。 (理由)常用雇業者は少ない。卸・小売業、サービス業は中小企業の実態も雇業者5人以下ではないか。	1	しかし、法第14条に基づくMSDSの交付義務や、法第4条の事業者による化学物質の自主的な管理の改善等の責務については事業者の規模要件を問いませんので、排出量等の届出の要件に満たない事業者についても、化学物質の管理の改善の促進が図られます。また、要件に満たない事業所からの排出量については、「届け出られた排出量以外の排出量」として、法第9条に基づき、国が推計することとなっています。
12	「従業員数：常用雇業者数21人以上の事業者」という要件は削除すべき。 (理由)中小であろうが、取り扱う化学物質の管理に責任を持つのは当然	4	届出の対象外となる小規模事業者の要件の設定等の考え方は、No.1~8の意見に対する考え方・対応を参照して下さい。
13	小規模事業所においても、環境汚染物質の排出の恐れがあるものは、対象事業者として検討すべき。	2	事業者単位の管理能力については、中小企業基本法等で用いられているように、「常用雇業者数」で判断するのが適当と考えます。正社員・正職員でなくアルバイトであっても、2か月を超えて期間を定めて使用されていれば「常用雇業者」となります。
14	対象規模を零細にまで広げ、設備劣化や管理能力の低い町工場などの排出量の把握、管理改善を徹底して環境保全を図ってほしい。	1	
15	常用雇業者が21人以上は、甘すぎる。 (理由)一部の事業者(例えば、クリーニングや自動車整備業など)では大半が除外となってしまう。	1	
16	常用雇業者による裾切りをすべきでない。 (理由)近年、合理化された常用雇業者の少ない事業者では、より多くの生産等を行っているにもかかわらず対象にならない。逆に、リストラもせずに雇用を確保している事業所では対象になるのは公平性を欠く。	1	

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
17	従業員数設定が日本全体を推定するに足る偏りのないものであることの統計的説明を。	1	規模要件は、小規模の事業者について、P R T Rの継続的な実施に必要な事務体制の整備が困難であること等を勘案して、事業者の過重な負担を避け、円滑な義務履行を図るためのものです。届け出られた排出量以外の排出量は、法第9条に基づき国が推計することとなっています。
18	PRTRの対象事業者の従業員数は、他の法律(労働安全衛生法)と整合性をとるべきであると考えます。 (理由)実施する事業者は、この法律では何人以上が対象、他の法律では何人以上が対象、とまちまちでは、管理する事業者が混乱し、非効率である。例えば、労安法では、事業所に安全管理者、衛生管理者を専任する規模は事業所で働いている人が50人以上としている。化学物質の管理の視点からすると、P R T Rも労安法も同じ視点であり、労安法にそえるべきと考えます。	1	他の法律(労働安全衛生法)と裾切りのレベルについて整合をとることは必要ないと考えます。 (理由) 法律にはそれぞれの目的があり、それぞれの目的を達成するのに必要な裾切りが設定されますので、必ずしも法律ごとに一致するものではありません。労安法の目的は化学物質の管理だけではありませんので、安全管理者や衛生管理者の専任と本法に基づく環境への排出量の把握とは別の考えに基づくものと考えます。
19	「常用雇用者数21人以上の事業者」を事業所単位の雇用者数としていただきたい。 (理由) 1 化学物質使用実態調査、パイロット事業、米国やカナダの例、OECD勧告においても、人数規模は事業所単位である。 2 ガソリンスタンドはその多くが小規模事業者であるが、排出事業所としての個々のガソリンスタンドを見れば、単独店舗のみの事業者も、結果として総常勤従業員が21人以上となる複数の店舗を持つ事業者も特段変わることはなく、事務体制の不備については単独店舗の事業者とほとんど同様の状況にあるにも関わらず、後者やたまたま複数店舗を抱えているため、または該当物質の取扱い・排出とは無関係な兼業事業のために全体として21人以上の規模となっているが故に著しく過重な負担を強いられることになる。 3 P R T R法は現実的には事業所ごとに義務履行するものである。	2	原案通り、事業者単位が適当と考えます。 (理由) 排出量把握及び届出の義務は「事業者」に対して課せられますので、その規模要件の設定も事業者単位で行うものです。 21人以上の常用雇用者を有していれば、事業者として各事業所の化学物質の排出量等の把握が可能な事務管理能力を有すると考えたものです。 なお、化学物質使用実態調査やパイロット事業において事業所単位の従業員数で裾切りしているのは、限られた地域における調査票の郵送の範囲を特定するためです。また、米国やカナダでは事業所単位の労働時間等で裾切りを設けていますが、OECD勧告において事業所単位の裾切りでなければならぬとされているわけではありません。
20	事業者の規模要件としては、「常用雇用者数101人以上の事業所を有する事業者」と「事業所を有する」を挿入すると共に、員数を増やすことが適当。	1	原案どおりとすることが適当と考えます。(事業者の規模要件の設定理由はNo.1~8の御意見に対する考え方・対応を、事業所単位でなく事業者単位の裾切りとした理由については、No.19の御意見に対する考え方・対応を参照して下さい。)
21	常用雇用者数を中小企業基本法との関係で21人以上としているが、当該法律と本法の対象事業者の要件には関係があるのか。	1	No.1~8の御意見に対する考え方・対応を参照して下さい。

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
22	もし21人以上の会社全てに適用するのであれば、せめて中小企業に実施までの猶予期間を設けていただきたい。	1	事業者による排出量の把握は平成13年4月からの開始が予定されており、また、その届出は平成14年4月以降に予定されていますので、実施までの猶予期間はおかれています。
23	小規模事業者に対し猶予期間（3年程度）も含め、対象事業規模については柔軟かつ現実的な対応を要望する。	1	
24	常用雇用者数よりも取扱量で判断すべき。	1	取扱量も要件としては必要ですが、それに加えて、排出量の把握及び届出義務を課すことが人的・経済的に過重な負担となったり、円滑な義務履行が困難とならないよう、常用雇用者数による要件を設けるものです。
25	（事業所の従業員規模別の対象物質取扱量累積カバー率について）主要な物質について、物質毎に累積カバー率を挙げて裾切りを議論すべきと思われる。	1	従業員規模要件の設定は、排出量の把握及び届出義務を課すことが人的・経済的に過重な負担となったり、円滑な義務履行が困難とならないよう設けるものであり、No. 1～8の御意見に対する考え方・対応に示した考え方に基づき設定しています。このため、物質ごとの累積カバー率を挙げて議論する必要はないと考えます。

3(1) 取扱量について

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
1	「年間取扱量1t以上」の規定は妥当である。 (理由) これより大きな値で裾切りした場合に、対象外となる事業者が増えて、集約されるデータの信頼性が担保されないおそれがある。	1	
2	取扱量を国際的な整合性から見直してほしい。	1	原案どおりとすることが適当と考えます。 (理由)
3	「年間取扱量が1 t以上の事業所」とあるが、根拠を具体的に示してほしい。	2	対象物質の取扱量が少量である場合には、環境への排出量も少量であり、本法に基づく排出量等の把握及び届出義務を課すことが、その効果と比較して過重な負担となる恐れがあります。一方で、PRTRの効果的な実施を確保する観点からは、取扱量による裾切りを行っても、届出義務の履行により大部分の排出量等が把握されるようにすることが必要です。
4	米国で年間取扱量11 tが、本法でなぜ1 tが妥当なのかなどについて再検討願いたい。	1	これらのことを考慮し、パイロット事業の結果を踏まえて検討すると、1トン/年で裾切りすれば取扱量や排出量の大半を把握でき、また事業者の負担もその効果と比較して過重とはならないと判断したものです。
5	年間取扱量1 t以上の裾切りはサービス業の事業者には妥当ではないおそれがある。 (理由) 今までのパイロット事業のカバー率は6割弱である。また、対象地域が神奈川県、愛知県、北九州市という製造業が集中している地域である。	1	なお、届出の際の裾切りは、これまでPRTR制度を導入した各国でも行われていますが、物質ごとの裾切りは、米国やカナダでは取扱量により、英国やオランダでは排出量により設定されており、その値も各国で異なります。どの程度の排出量まで届出させるかということは、各国の自然的・社会的条件や、制度の目的、枠組みの違いを踏まえて設定すべきものと考えます。アジェンダ21やOECD勧告において、裾切りについて国際的な整合をとるべきとされているわけではありません。
6	対象物質の裾切りを、パイロット事業と同じ(10トン/年又は0.1トン/年)にしなかった理由は。 (理由) パイロット事業の結果を見ると、カドミウム及びその化合物やマンガ化合物、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)などは、0.1トン/年にしないと地域内の排出・移動量の把握が十分把握できない。	1	また、サービス業の事業者についても、製造業の事業者と同様であり、裾切りを小さく設定すべき事情があるとは考えられません。パイロット事業の対象地域は工業地域だけでなく商業地域も抱えており、サービス業が特に少ない地域とは考えられません。

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
7	<p>「年間取扱数量1 t以上」を「年間取扱数量11 t以上(又は10 t以上)」とすべき。(施行後見直しを行うべきとする意見を含む。)</p> <p>(理由)</p> <p>1 米国では年間製造量約11 t(又は年間使用量約5 t)以上、カナダでは年間取扱量10 t以上の場合に報告することになっており、アジェンダ21やOECD勧告などの関係を考えても国際的な整合性をとるべき。1か国だけ突出しても役に立たない。</p> <p>2 パイロット事業のデータはわずか73物質であり、356物質と比較して小さすぎる。報告率も50%程度で、結論を引き出せるデータではない。</p> <p>3 試薬業は中小企業が多いが取扱品目が多く、かつ取扱数量が少量であるという特殊性がある。1 tと10 tとでは該当物質数が2~3倍となりその差は極めて大きく、過重な負担になる。</p> <p>4 パイロット事業では有害性の低いものは10 t以上としていた。</p>	37	<p>原案どおりとすることが適切と考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>届出の際の裾切りの設定の考え方は No.2~6 の御意見に対する考え方・対応のとおりであり、我が国の状況を考慮して設定したものです。</p> <p>小規模のパイロット事業を行い、その結果を踏まえて制度を構築することはOECDにおいても推奨され、諸外国でも行われていることであり、物質数や事業所数が少なくても検討は可能と考えます。</p> <p>試薬業は化学物質の製造業であり、物質数が多くなっても管理の改善の促進のために、環境への排出量の把握が求められるものと考えます。</p>
8	対象事業者の取扱量は、年間100 t以上、又は少なくとも10 t超とすべき。	1	
9	裾切り製造量10t以上、取扱量5t以上とすべき。	1	
10	<p>少なくとも当初は米国、カナダと同等の10トン/年程度から始め、実績データ等をもとに徐々に減少させるべきである。</p> <p>(理由) 対象物質の製造・使用規模で、1トン/年ではあまりにも規模が小さすぎる。制度のスムーズな立上げと定着をはかるために必要。</p> <p>10 t/年でPRTTRを実施している日化協の経験でも定着するのに3年は必要で、13年の経験のある米国でも10 t/年からであり、経験を積んでから徐々に変更した方が効果的。</p>	2	当初2年間は、いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が5 t以上である事業所を有する事業者が、当該事業所からの排出量等を届け出ることとすることにより、御指摘のように段階的に進めるものとし、制度の円滑な実施を図ることが適切と考えます。
11	法の制度の精神・目的と事業者能力・負担の間のバランスは基本的命題。stepwiseにことを進めることでバランスを取れないか。	2	

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
12	いずれかの対象物質（全物質でなく）の取扱量が事業所（事業者でなく）当たり1トンと、対象要件を著しく狭めたのも問題である。そもそも雇用者の要件があればこの要件は不要だと考えるが、最低限、全ての物質の合計が、当該事業者の全ての事業所で1トンとすべきである。	1	原案どおりとすることが適当と考えます。 （理由） 取扱量による裾切りの考え方は、No. 2～6の御意見に対する考え方・対応に示したとおりであり、これより小さい裾切りでは、排出量把握の効果に比して事業者に過重な負担となると考えます。
13	取扱量は、限定すべきでない。 （理由）規模の小さいものを規制対象からはずすとそこが抜け穴となって対象化学物質の排出や移動の正確な数値が把握できない。	2	なお、届出の際の裾切りは、諸外国においても取扱量又は排出量により設定されています。今回の提案は、取扱量で設定している米国やカナダの裾切りより低い設定となっており、甘すぎることはないと考えます。
14	いずれかの対象物質取扱量が1トン以上は、甘すぎる。 （理由）一部の業種（例えばクリーニングや自動車整備業など）では、この要件では大半が除外になる。	1	
15	有害性の程度に応じ、取扱量裾切りを段階的にしてほしい。	1	人に対して発がん性がある物質については、特に重篤な障害をもたらす物質であることが明らかであると位置づけられていることに鑑み、年間取扱量の裾切りを0.5t以上としたところです。
16	取扱量の裾切りは、製品量に含有率を乗じた値に基づく。 （理由）製品中の含有率1%のもの10tと製品中の含有率90%のもの500kgとを比較した場合、前者は取扱量100kg、後者は取扱量450kgとなり、前者は報告対象。後者は報告対象外となり、矛盾する。	10	原案においても、取扱量の裾切りは製品の量ではなく、製品量に含有率を乗じて得られる化学物質の量で判断します。
17	取り扱い量が年間1t以上である事業所とあるが、純分として1tとか5t又は10tとして対象事業者基準を作る。	1	
18	金属化合物の取扱量には、元素の含有率をファクターとして取り入れる。 （理由）排出・移動量を報告する際に金属の量で報告するなら、一貫性を持たせるべき。	3	対象物質の取扱量の算定の方法については、今後の省令で定められますが、金属化合物の取扱量は、当該金属の量で算定することが適当と考えます。
19	年間取扱量1トンは、最低限確保すべきレベルだが、微量でも問題となる化学物質の存在も否定できないことから、今後の取扱量に関する速やかな検討を望む。	1	原案で排出量の十分な把握が可能と考えますが、将来、技術的な対応可能性、データの集積等を踏まえ、また前述（No. 2～6の御意見に対する考え方・対応）の基本的考え方にとつて、必要に応じ検討することが適当と考えます。



3(2) 特別の要件について

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
1	「発ガンクラスが1の物質は0.5t以上」の規定は妥当である。	2	
2	工程中で、使用した原料中の第一種指定化学物質が濃縮されて、高濃度な副生成物ができる場合がしばしばあるが、そのような原料を使用する事業者を、P R T R対象事業者とすべきである。追加するのが困難であれば、少なくとも移動報告の対象とすべきである。	3	原料中に製品の要件で定めるより低い濃度(1%又は人に対して発がん性があると評価されている物質については0.1%未満)で含まれる成分が濃縮されて生じる副生成物の排出量や移動量の把握を事業者に義務づけることは、事業者には過重な負担と考えます。 なお、非意図的に生成されるダイオキシン類等については、すでに特別な要件が設定されています。
3	特別要件事項の項目は廃掃法や大気汚染防止法で管理されており、特定化学物質の使用という面からは全く関連しないので除外を希望する。	1	原案どおりとすることが適当と考えます。 (理由)特別要件事項の に該当する事業者は、法第2条第5項第2号に規定する「事業活動に伴って付随的に第一種指定化学物質を生成させ、又は排出することが見込まれる者」に該当するので、対象事業者とすべきと考えます。
4	対象事業者の特別要件の「下水道終末処理施設又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可又は届出の対象施設を設置する事業者」を削除又は産業(廃棄物)処理施設については、特定化学物質排出に関連する特定施設に限定してほしい。 (理由)1事業場において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る施設として、汚泥脱水機を設置し届出をしているが、このことが、特定化学物質の環境への排出に該当しないと考えられるため。	1	ご指摘の対象事業者の特別要件については、本文中にあるように下水道業又は廃棄物処理業を営む者の場合に適用するという趣旨ですので、その趣旨が明確になるように結論部分を修正します。その他の事業者は、事業活動に伴って付随的に第1種指定化学物質を生成、又は排出する場合を除き、対象物質の取扱量で判断することが適当と考えます。 ただし、ご指摘の汚泥脱水機は、汚泥の種類によっては対象物質が排出される可能性があるため、廃棄物処理業を営む者が設置する場合には、対象から除外することは適当でないと考えます。

4 . その他

No	意見の概要	件数	意見に対する考え方・対応
1	<p>規模要件はもっと厳しくし、外の除外要件は設けないことを求める。                      (理由) 様々な制約がついた結果、対象事業所・事業者はほんの一握りになってしまうのではないか。</p>	1	<p>原案のような規模要件を設けることが適当と考えます。                      (理由)                      常用雇用者数による裾切りの必要性については「2 従業員数について」の No1～8の御意見に対する考え方・対応において、取扱量による裾切りの必要性については「3(1) 取扱量について」の No2～6の御意見に対する考え方・対応において、それぞれご説明したとおりです。これまでのパイロット事業や化学物質実態調査の実績から考えても、対象事業所・事業者がご指摘のようにほんの一握りになることはないと考えます。                      なお、諸外国においても、事業者に関して何らかの裾切りを設けており、これらと比べて緩いことはないと考えます。</p>

## パブリックコメントの対象外の事項について

以下のご意見・ご質問は、今後の省令の策定や法の施行等に当たって留意すべき事項に関するものですので、今後政府において参考にすることが適当と考えます。

No	意見の概要	件数
1	年間取扱量は何をもって取扱いとするのか？ 輸入の場合、輸入される化学品が、直接、客先や別法人のタンク、倉庫会社に入る場合は、当該輸入会社は、書類の取扱いのみとなるため、ここで規定される「取扱い」には、該当しないとするのが適当と考える。	1
2	(自社で製品としたものを)自家消費する場合は、法でいう「使用する者」に該当しないと解してよいか。	1
3	事業者の所有する1事業所が、いずれかの特別要件に該当した場合、全事業所がPRTR法の対象となるか。	1
4	取扱量の規定文にある「いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1 t以上である事業所を有する事業者」について、該当する事業所を少なくとも1つ有する事業者(会社)は、該当しない事業所についても、報告の義務があるか？	1
5	対象事業者の事業所のうち、対象となる事業所の要件又は対象とならない事業所の要件を省令等で規定してほしい。	1
6	特別要件の取扱量の算出時に管理すべき数量の精度(tあるいはkg単位)は何処まで必要なか。	1
7	銀化合物(溶解性)という指定では原料購買(入り口)と製品販売(出口)がメタルのため不溶解性で製造工程途中が溶解性の場合対象となるかどうか紛らわしいので定義をしていただきたい。	1
8	対象化学物質が、一般に混合物中に存在している場合には、その含有量は正確な値ではなく、概算値(平均値若しくは偏差値等)を用いても差し支えないでしょうか？	1
9	工業用キシレンには、299.キシレンの他に233.エチルベンゼンが含有しておりますが、一括してキシレンとして報告しても差し支えないでしょうか？	1
10	金属化合物について個別に報告すると、重複する。(混合物単位で報告する事を想定)	1
11	廃棄物の移動量の報告を、資源リサイクルのための移動量と、廃棄物処分の移動量に分けて報告すべきである。これは、売却できる物、処理費が必要な物の別に係わらず報告すべき。	4
12	「売却され再生される製品」が製品の要件から除外される場合は、少なくとも移動量として報告させるべきである。	1
13	産業廃棄物の中間業者であるが、法により溶出試験によるデータが求められているが、この上含有試験によるデータも求められることになることになると人・コストの面で大きな負担になることから、溶出試験データを有効活用できるようにしてほしい。	1
14	大気排出に用いる計算式をできるだけ早く示してほしい。	1
15	簡潔なPRTR報告作成マニュアルを提示してほしい。	1
16	少量の排出量も国が把握を。	1
17	アパストに関する国での推計は、裾切り 既存製品の修繕・解体等によるもので、なお把握が困難なもの アパストを含有するブレーキパッド、ブレーキシュー等の摩滅によるもの 自然界由来のものを行う必要がある。	1
18	MSDSを一定の様式で電子情報の形で公開できないか。	1
19	顧客に提出するMSDSには、「及びその化合物」という表示でよいか。	1

No	意見の概要	件数
20	リスクコミュニケーションに関し、人材育成に特段の力を投入することを要望します。	1
21	国は地方自治体と連携をはかり、事業者に対し必要な指導、助言を行い、特に中小企業に負担がかからないよう配慮する必要がある。	1
22	法を実施するに当たっては、届出事業者のために解りやすい法令の解説書や、個々の事例についてのQ&A集などの発行を準備されることを要望いたします。	1
23	(パ 10事業の)対象地域に東北・北海道も加え、全国規模の調査が必要。	1
24	廃棄物の移動先での処理状況、管理状況もパ 10事業に含めて実態を把握すべき。	1

また、その他、今回のパブリックコメントの対象外のご意見等ではありますが、一般的な内容のご意見、法制度全体に関するご意見等もいただきましたので、ご紹介します。

No	意見の概要	件数
25	PRTR法全般について、実効性、公平性から多くの疑問点がある。	1
26	中小企業者を巻き添えにした負担増を強いる悪法には断固反対。	1
27	物質選定・事業者の定義付けに科学的証明・科学的論理が充分になされていない感がある。	1
28	行政機関は、充分合理的・科学的と言えないまま国民に対して何かを求めるのに対し、国民は行政機関に対して要求するときに根拠・データ・証明を明らかにしないと認められない。改める必要がある。	1
29	「国としての戦略」が明らかにされず、論議もされていないのではないかと。	1
30	混合物業界においては施行日即実施は困難であるので、施行についても時間的な配慮をお願いしたい。	1
31	小規模の事業者まで対象にすることは現実的でないことから、産業廃棄物処理業者については排出報告のみが妥当。	1
32	漸進的・永続的取り組みが必要。実際に意味を持たないような集計のために中小規模事業者に負担を負わせないように。	2
33	農薬などに含まれるダイオキシン類は、その含有量を報告させるべき。	1
34	本法に従って提出されるべきMSDSは、その名称を「PRTR - MSDS」と明記して従来のMSDSとは区別する必要がある	1
35	労働省が進めているMSDSとPRTR法による化学物質の排出量表記について、整合性のあるものにしてほしい。	1
36	都道府県は対象物質、対象業種、対象事業者については関係審議会の原案にそったものではじめることが望ましい。管理活動に地域的な濃淡がでないよう要望する。	1
37	化学物質製造業者には、「汚染者負担の原則」を明記すべきと思う。	1
38	産業界の反対があっても、規模を縮小するな。	1
39	罰金額が少なく、違反することに抵抗を感じないのではないかと。	1